

<別紙 2-1>

訪問リハビリテーション利用料金表（令和 7 年 6 月 1 日現在）

1. 介護保険内費用（利用者負担 1 割の場合）

(1) 基本負担額

内容	自己負担額
医師の指示による、訪問リハビリ計画書に基づき訪問リハビリを実施 20 分以上/回（6 回/週限度） ※退院・退所後 3 か月以内は週 12 回まで可能	308 円/回

(2) 加算内容

加算項目	内容	自己負担額
リハビリテーション マネジメント加算（ロ）	医師の指示により理学療法士又は作業療法士・言語聴覚士・その他の職種が共同して、継続的にリハビリテーションの質を管理し、3 月に 1 回以上、会議を開催の上でリハビリテーション計画書の見直しを行い、その内容を理学療法士等が利用者家族に説明する共に介護の工夫や日常生活上の留意点に関する情報提供し、計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出していること。	213 円/月
短期集中リハビリテーション実施加算	医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者に対して、その退院（所）日又は認定日から起算して 3 カ月以内の期間に、個別リハビリテーションを集中的（概ね週 2 日以上）に行った場合。	200 円/日
退院時共同指導加算	病院等に入院中の者が退院するに当たり、通所リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、当該者に対する初回の通所リハビリテーションを行った場合。	600 円/回
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	訪問リハビリテーションを利用者に直接提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のうち、勤続年数 7 年以上の者が 1 名以上いること。	6 円/回
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	厚生労働大臣が定める地域※に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（都留市内）を越えて、指定訪問リハビリテーションを行った場合。	基本負担額×5%

※都留市内の場合は該当しません。（上野原市秋山地区、大月市笹子地区などが該当）

2. 介護保険外費用

交通費：都留市内の場合、無料

都留市以外の場合、都留市を超えた地点から 1km につき 37 円（片道）

その他：ご利用者及びご家族の希望に応じてサービスを提供する場合、その同意とともに積算を明らかにして実費相当を負担していただきます。

<別紙 2-2>

介護予防訪問リハビリテーション利用料金表（令和 7 年 6 月 1 日現在）

1. 介護保険内費用（利用者負担 1 割の場合）

(1) 基本負担額

内容	自己負担額
医師の指示による、訪問リハビリ計画書に基づき訪問リハビリを実施 20 分以上/回（6 回/週限度） ※退院・退所後 3 か月以内は週 12 回まで可能	298 円/回

(2) 加算内容

加算項目	内容	自己負担額
短期集中リハビリテーション実施加算	医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者に対して、その退院（所）日又は認定日から起算して 3 カ月以内の期間に、個別リハビリテーションを集中的（概ね週 2 日以上）に行った場合。	200 円/日
退院時共同指導加算	病院又は診療所に入院中の者が退院するに当たり、通所リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、当該者に対する初回の通所リハビリテーションを行った場合。	600 円/回
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	訪問リハビリテーションを利用者に直接提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のうち、勤続年数 7 年以上の者が 1 名以上いること。	6 円/回
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	厚生労働大臣が定める地域※に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（都留市内）を越えて、指定訪問リハビリテーションを行った場合。	基本負担額×5%

※上野原市秋山地区、大月市笹子地区など

3. 介護保険外費用

交通費：都留市内の場合、無料

都留市以外の場合、都留市を超えた地点から 1km につき 37 円（片道）

その他：ご利用者及びご家族の希望に応じてサービスを提供する場合、その同意とともに積算を明らかにして実費相当を負担していただきます。